

議案第10号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い、同令及び同法を引用する規定を改正するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第7の1の項中「又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を削り、同表の2の項中「又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削る。

別表第8の10の項中「1枚」を「1件」に改め、同表の11の項中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定又は同項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく住宅の新築が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新		旧	
別表第7 (第2条関係) 租税特別措置法関係			
項	事務	事務	金額
1	租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この表において「法」という。)第28の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この表において「法」という。)第28の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与することについての認定の申請に対する審査	省略
2	法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	省略

3～6 省略		3～6 省略	
別表第8(第2条関係)		別表第8(第2条関係)	
都市計画法関係		都市計画法関係	
項	事務	単位	金額
1～9 省略			
10	法第47条第5項に規定する登録簿の写しの交付	1件	510円
11	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項に規定する書面の交付		
	省略		
別表第9～別表第15 省略		別表第9～別表第15 省略	